

新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省の雇用関係助成金

(令和2年3月9日時点)

| 雇用調整助成金 | |
|--|--|
| <p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経営環境の悪化により、事業活動が縮小して休業等を行った場合は、今般の特例措置の対象となる。なお、追加の特例措置が3月中旬より予定されている。</p> | |
| 助成内容 | <p>休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）：大企業 1/2、中小企業 2/3 教育訓練を実施したときの加算（額）：1人1日当たり1,200円 支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）</p> |
| URL | <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</p> |
| 問合せ先 | <p>大阪労働局 助成金センター 電話：06-7669-8900</p> |

| 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新設） | |
|---|--|
| <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。厚生労働省において、現在、制度の開始に向けた準備を進められているところであり、詳細が決まり次第ホームページに掲載される予定。</p> | |
| 助成内容 | <p>休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様。</p> |
| URL | <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</p> |
| 問合せ先 | <p>大阪労働局 雇用環境・均等部企画課 電話：06-6941-4630</p> |

| 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例 | | |
|---|--|---|
| <p>新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成する制度。本年度の時間外労働等改善助成金については助成金の受付を既に終了しているが、厚生労働省において、現在、受付再開に向けた準備を進めているところであり、詳細が決まり次第ホームページに掲載される予定。</p> | | |
| 助成内容 | テレワークの特例コース | 職場意識改善の特例コース |
| | <p>以下の取組に対する助成 ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 補助率 1/2 1企業当りの上限額：100万円</p> | <p>以下の取組に対する助成 ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等 ※事業規模 30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5助成 補助率 3/4 上限額：50万円</p> |
| URL | <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html</p> | <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html</p> |
| 問合せ先 | <p>テレワーク相談センター 電話：0120-91-6479</p> | <p>大阪労働局 雇用環境・均等部企画課 電話：06-6941-4630</p> |